

産業廃棄物処分業許可証

住所 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地

氏名 オリックス資源循環株式会社
代表取締役 有元 健太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する
許可証確認用
複写及び他の使用目的は無効

埼玉県知事 大野 元裕

許可の年月日 令和 6年 6月 25日

許可の有効年月日 令和 11年 4月 29日

1. 事業の範囲

中間処理

【事業場①】

焼却・溶融：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、纖維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物の死体、ばいじん 以上18種類

【事業場②】

メタン発酵：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、動植物性残さ、動物系固形不要物 以上8種類

選別・圧縮：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

【事業場①】 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字上田245番、248番3、248番4、320番6、字黒岩313番1、字西高山328番7 以上6筆（面積36, 507. 82m²）

【事業場②】 埼玉県大里郡寄居町大字西ノ入字高根沢天王裏2981番11、2981番15、2981番16、2981番17、2981番18、字高根沢萩畠3050番23 以上6筆（面積30, 529. 27m²）

処理施設及び保管施設の概要は2頁から3頁のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2. に掲げる場所で行うこと。
- (2) 中間処理は、2頁に掲げる処理施設で行うこと。
- (3) 施設の使用に当たっては、彩の国資源循環工場に係る運営協定に定められた大気、騒音及び悪臭等の排出物の基準値を遵守すること。
- (4) 可燃性ガスによる火災・爆発事故等の事故が発生しないよう処理施設の適正な維持管理に努めること。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成16年 4月30日	指令廃指第140号	新規許可
平成27年10月27日	—	変更届（代表者）
令和 3年 6月23日	指令産廃第289-1号	変更許可（事業場②の追加、メタン発酵及び選別・圧縮の追加）
令和 4年 6月20日	—	変更届（代表者）
令和 6年 6月25日	指令北環第42-2号	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

【事業場①】

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 番号
焼却施設	450.00t/日 (24時間)	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物の死体、ばいじん以上18種類	平成16年 4月30日 平成16年 4月30日 4-24

【事業場②】

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 番号
破碎施設	142.66t/日 (16時間)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上7種類	令和3年 6月23日 令和3年 1月 8日 4-82
選別施設	140.16t/日 (16時間)	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上11種類	— — —
メタン発酵施設	77.12t/日 (24時間)	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、動植物性残さ、動物系固形不要物 以上8種類	— — —
圧縮施設	80.64t/日 (16時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上3種類(いずれも事業場②で選別処理したものに限る。)	— — —
乾燥施設	81.31m³/日 (24時間)	汚泥(事業場②で発生したメタン発酵残さ及び排水処理汚泥に限る。) 以上1種類	令和3年 6月23日 令和2年 1月 8日 4-80

保管施設の種類及び能力等

【事業場①】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
燃え殻、汚泥、廃油(粘性の高いものに限る。)、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物の死体、ばいじん以上18種類	967.5m²	17.5m (屋内)
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上12種類	430.6m²	3.0m (屋内)
廃油 以上1種類	5.3m²	4.1m (屋外) (20m³タンク×1基)
廃酸 以上1種類	5.3m²	4.1m (屋外) (20m³タンク×1基)
廃アルカリ 以上1種類	5.3m²	4.1m (屋外) (20m³タンク×1基)



許可番号 01120110983

【事業場②】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上11種類	92.0m ²	6.2m (屋内)
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上11種類	253.0m ²	12.2m (屋内)

(以下余白)